



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第 7 8 8 6 4 9 0 号

(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

8-オキソ-2'-デオキシグアノシンまたは
その薬学的に許容可能な塩を含む水溶液の形態
の点眼剤

特許権者
(PATENTEE)

大韓民国、21988 インチョン、ヨンスー
グ、ソンドミレーロ、9、1-302

国籍・地域 大韓民国

ルダキュア コーポレーション

発明者
(INVENTOR)

キム, ドンヒョン

パク, ソルギュ

(その他別紙記載)

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願 2025-518592

出願日
(FILING DATE)

令和 5 年 11 月 22 日 (November 22, 2023)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 8 年 6 月 29 日 (June 29, 2026)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 8 年 6 月 29 日 (June 29, 2026)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

河西康之



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

(続葉 1)

特許第 7886490 号 (PATENT NUMBER)

特願 2025-518592 (APPLICATION NUMBER)

発明者
(INVENTOR)

イ, ドンジン

キム, ソンギョン

[以下余白]

特許権設定登録通知書

特許料納付期限日

特許番号 第 7 8 8 6 4 9 0 号
 登録日 令和 8 年 6 月 2 9 日
 出願番号 特願 2 0 2 5 - 5 1 8 5 9 2
 出願日 令和 5 年 1 1 月 2 2 日
 請求項の数 1 7
 納付年分 第 3 年分まで
 納付金額 2 8, 2 0 0 円
 納付日 令和 8 年 6 月 2 5 日

納付年分	納付期限日
第 4 年分	令和 1 1 年 (2029 年) 6 月 2 9 日
第 5 年分	令和 1 2 年 (2030 年) 6 月 2 9 日
第 6 年分	令和 1 3 年 (2031 年) 6 月 2 9 日
第 7 年分	令和 1 4 年 (2032 年) 6 月 2 9 日
第 8 年分	令和 1 5 年 (2033 年) 6 月 2 9 日
第 9 年分	令和 1 6 年 (2034 年) 6 月 2 9 日
第 1 0 年分	令和 1 7 年 (2035 年) 6 月 2 9 日
第 1 1 年分	令和 1 8 年 (2036 年) 6 月 2 9 日
第 1 2 年分	令和 1 9 年 (2037 年) 6 月 2 9 日
第 1 3 年分	令和 2 0 年 (2038 年) 6 月 2 9 日
第 1 4 年分	令和 2 1 年 (2039 年) 6 月 2 9 日
第 1 5 年分	令和 2 2 年 (2040 年) 6 月 2 9 日
第 1 6 年分	令和 2 3 年 (2041 年) 6 月 2 9 日
第 1 7 年分	令和 2 4 年 (2042 年) 6 月 2 9 日
第 1 8 年分	令和 2 5 年 (2043 年) 6 月 2 9 日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたる
 ときは、その日の翌日が期間の末日と
 なります。

重 要

特許料の納付について

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から 2 0 年）までの各年について、所定の特許料納付書を特許庁に提出する必要があります。
- ・なお、第 4 年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。
- ※ この通知を保管し、上記の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください）。
- ・第 4 年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後 6 ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室

電話 0 3 (3 5 8 1) 1 1 0 1 (代表)

特許担当 内線 2 7 0 8